

令和3年1月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日 月曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	日笠山 隆
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 3議案第1号 農地法第三条の規定による許可について
申請取下げにより整理番号1審議無し

~~日程第3号 3議案第2号 非農地証明について~~
証明願い取下げにより審議無し

日程第4号 3議案第3号 あっせんについて

日程第5号 3議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

日程第6号 3議案第5号 西之表市農業委員会の法令遵守も申し合わせ決議について

日程第7号 3議案第6号 西之表市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

15時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○おはようございます。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和3年1月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。2番委員、3番委員を指名いたします。
日程第2号 3議案第1号	議長 議長	○これより議案審議に入ります。 日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを審議いたします。 事務局に議案説明をお願いします。
	事務局	○日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。 資料は1ページです。今月は使用貸借権設定1件、所有権移転1件、合計2件の申請がありました。 2番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積6,884㎡を贈与により所有権移転するものです。 3番です。現和浅川地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,170㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。 以上で説明を終わります。
	議長	○はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。 続いて担当委員からを随時、報告をお願いいたします。
	6番委員	○6番です。整理番号2について報告をいたします。 1月23日午前8時、譲受人立ち会いのもと、推進委員とともに、現地確認を行いました。 譲渡人は譲受人のおじさんにあたる方でございます。 譲渡人は土地持ち非農家で、以前より譲受人に、管理をお願いしていたようです。 このたび、土地の整理をするということで、譲受人に無償贈与するということになったそうです。 譲受人は、会社員ですが、サトウキビを栽培する兼業農家で、2、3年したら会社をやめ、本格的に専業で農業に専念したいということでございます。 当該地には、面積が750㎡の畑には野菜を作付する予定であるとのことでしたが、ほか2筆には、既にサトウキビが植えつけられておりました。 経営技術的には問題なく、機械作業ができるところは農業振興公社を利用しながら、耕作していくということでございます。 なお譲渡人には、電話で確認をとっております。何ら問題ないと思っております。許可相当と考えます。以上です。
	12番委員	○12番です。番号3について報告いたします。 1月23日午前9時、借人立ち会いで現地調査を行いました。 借人は、サトウキビ、青果用サツマイモを生産する現和校区在住の専業農家です。 この畑は、貸人の高齢化により遊休化した畑でありまして、近くの畑を耕作する借人に相談し、今回の申請となりました。 遊休農地解消事業を活用して再生して、4月には、青果用サツマイモを作付したいとのことでした。 借人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

	議長	貸人とは、自宅訪問し、確認をとりました。 双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。 ○ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員から報告がありました。 この件について皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします (挙手なし)
	議長	○ないようですので質疑を終了し、議案第1号農地法第3条の規定による許可についてを採決いたします。 許可することに賛成する委員は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
	議長	○ありがとうございました。 全会一致でありますので、本案は許可することに決定いたしました。
日程第4号 3議案第3号	議長	○続きまして、日程第4議案第3号あっせんについてを議題とします。事務局に議案説明をお願いします。
	事務局	○日程第4議案第3号あっせんについてです。資料は3ページから4ページです。 1番貸したいの申し出です。場所は現和・近政地区です。賃借料については標準額9,000円/10aでお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、6番委員と、12番委員にお願いいたします。 2番貸したいの申し出です。場所は住吉・里之町地区です。賃借料については標準額9,000円/10aでお願いし、期間については5年で賃借を行いたいとのことです。 あっせん委員につきましては、7番委員と、13番委員にお願いいたします。以上です。
	議長	○ありがとうございました。ただいま、事務局から説明ありましたけれども、何か皆さんから質問等ありましたら。 (挙手あり)
	6番委員	○6番です。確認をさせてください。 地積面積に表示されている数字は、耕作可能地の面積ですか。それとも、登記簿の面積ではないですね。
	事務局 6番委員	○登記簿の面積になります。 ○貸し借りなどのあっせんを行う場合、双方うまくいくように取り持つときに、この数字を参考にしながらすすめるので、できたら、我々に配布する資料だけでも耕作可能面積を備考欄にでも記載してもらえれば、スムーズにすすめられるのですが、どうですか。
	事務局 議長	○はい、来月からご指摘のとおり、対応いたします。 ○事務局はよろしく申し上げます。ほかに。 (挙手なし)
	議長	○ないようですので、あっせん委員になられた方は、よろしく申し上げます。
	日程第5号 3議案第4号	議長
事務局		○日程第5議案第4号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。 まず始めに、利用権の設定を説明いたします。5ページをお開き下さい。 1段目です。期間が令和3年2月1日から令和6年1月31日の3年間、地目畑、面積1,274㎡、合計面積1,274㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。 2段目です。期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間、地目畑、面積2,787㎡、合計面積2,787㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。 内訳については6ページを、詳細については7ページから9ページをご覧ください。 続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。10ページをお開き下さい。

1 段目です。期間が令和3年2月1日から令和8年1月31日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ3,135㎡及び5万7,113㎡、合計面積6万248㎡、利用権の設定をする者13人、受ける者1人です。

2 段目です。期間が令和3年2月1日から令和9年1月31日の6年間、地目畑、面積6,513㎡、合計面積6,513㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

3 段目です。期間が令和3年2月1日から令和13年1月31日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ7,865㎡及び48,711平米、合計面積5万6,576㎡、利用権の設定をする者8人、受ける者1人です。

内訳については11ページから12ページを、詳細については13ページから34ページをご覧ください。

続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。26ページをお開き下さい。

1 段目です。期間が令和3年2月1日から令和8年1月31日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ3,135㎡及び5万7,113㎡、合計面積6万248㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者13人です。

2 段目です。期間が令和3年2月1日から令和9年1月31日の6年間、地目畑、面積6,513㎡、合計面積6,513㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

3 段目です。期間が令和3年2月1日から令和13年1月31日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ7,865㎡及び4万8,711㎡、合計面積5万6,576㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者9人です。

内訳については36ページから37ページを、詳細については38ページから58ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願

いいたします。

議長

○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

農地中間管理事業を除きまして、利用権の設定番号1から2

議長 播委員

○整理番号1番は、私が担当委員ですので、報告をさせていただきます。

1月23日午前8時、借人推進委員立ち会いのもとで現地を確認いたしました。

借人は、キビの収穫作業等大規模に農業経営する合同会社です。機械、労働力もそろっているところで、現在、このほ場は、ロータリー作業が終わりまして、周囲もきれいに草刈りがなされもう植付の準備完了といったところであります。

また、貸人には電話で連絡をとり、賃料や畑かん施設の維持管理費なども確認をいたしました。

申請どおり間違いありませんでした報告いたします。以上です。

12番委員

○12番です。整理番号2について報告をいたします。

1月23日朝10時、借人立ち会いで現地調査を行いました。

借人は、サトウキビ、肉用牛を中心に経営する認定農業者です。

双方の住まいは近所であり、貸人の父親は3年前に亡くなり、母親は体調がすぐれず療養中であるため、借人をお願いし、今回の運びとなりました。

畑には、牧草が植付されていました。

借人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸人とは、電話にて確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局また担当委員のほうから報告がありました。 皆さんのほうから何かこの件について質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。 (挙手なし)
	議長	○ないようですので、議案第4号を採決いたします。 農用地利用集積計画策定に係る意見について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
	議長	○ありがとうございました。全員の賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。
日程第6号 3議案第5号	議長	○続きまして、日程第6号議案第5号西之表市農業委員会の法令遵守申し合わせ決議についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします
	事務局	○はい、それでは議案第5号についてご説明申し上げます。 簡単に説明いたしますと、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員会等の不祥事を受けまして、令和元年10月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせが決議されまして、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところであります。 したがって、全国の農業委員会においても、毎年1回以上法令遵守の申し合わせの決議を行うこととなったものです。 なお、補足説明資料として、別紙信頼される農業委員会であるためにをお手元に配布いたしておりますのでご一読願いたいところです。 西之表市農業委員会といたしましても、私が読み上げますので、その後で決議の方お願いしたいと思います。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和3年1月25日西之表市農業委員会 決議についてよろしく申し上げます。以上です。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。 これは、地方公務員の特別職である農業委員として、きちんと法令を遵守していきましようという申し合わせでございます。 全くその通りだという内容になっておりますので、みなさんからご意見をいただくまでもなく遵守していかなければならないことだと思いますけども、いかがでございましょうか。この議案に対してご賛同のする方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	○ありがとうございました。全員の賛成ですので、原案どおり決定いたしました。
日程第7号 3議案第6号	議長	○日程第7議案第6号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを審議します。

事務局		<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>○議案第6号西之表市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてご説明いたします。</p> <p>この指針につきましては、前回の令和2年12月定例総会において、委員の皆様に見直し内容について、説明させていただきましたが、改めて申し上げますと、農業委員会は農業委員会等に関する法律の第7条により、本指針を定めるように努めなければならないとされております。平成29年8月25日に策定した指針の見直しを行うものでございます。</p> <p>この指針に対しては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様に見直しを求め、委員の方には前回定例総会、推進委員の方には文書によりこちらの案をお示しし、それぞれ意見聴取期間を設けました。</p> <p>その結果は、資料別表農地等の利用の最適化の推進に関する指針案に対する意見一覧に示すように、いただいたご意見は、西之表市における農業施策に関する意見・要望といった内容でございまして、本指針について、直接関係のある意見はございませんでした。</p> <p>したがって、前回総会で説明させていただいたものを、そのままご審議いただくこととなります。</p> <p>詳しい内容につきましては、説明を行いましたので、概要をここでは申し上げます。西之表市における農地利用に係る将来ビジョンを描くもので、第一では、その基本的な考え方を、第二では、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、第三では新規参入の促進、これら三点について、具体的な目標と推進方法を掲げているといった内容となっております。</p> <p>前回の内容を踏襲しながら、農地中間管理事業法第26条第3項で重点化・明確化が図られた農業委員会業務である農地所有者等の意向確認、地域の話し合いへの参加についての記述を追加するとともに、本市の他の計画・報告との整合性に配慮するなど実情・状況などを考慮しながら実現の可能性がある目標を目指すものとし、目標年度を10年後の令和12年度末としております。</p> <p>なお、議決していただいた後は、農業委員会等に関する法律第7条3項及び第37条の規定によりまして、インターネットによる市のホームページ等において、これを公表することいたします。</p> <p>以上で議案第6号について、説明を終わります。</p>
議長		<p>○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
議長		<p>(挙手無し)</p> <p>○それではないようですので、議案第6号を採決いたします。</p> <p>原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議長		<p>(全員挙手)</p> <p>○ありがとうございました。全員の賛成ですので、原案どおり決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。</p>
4. その他	<p>会長 事務局 事務局長</p>	<p>○次は、その他であります。事務局のご説明します。</p> <p>(2月のスケジュールについて説明)</p> <p>○事務局からは、以上であります。</p>
5. 閉 会	事務局長	<p>○以上をもちまして、令和3年1月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。</p>

9時36分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和3年2月25日

西之表市農業委員会 会長 _____ ⑩

西之表市農業委員会 2番委員 _____ ⑩

西之表市農業委員会 3番委員 _____ ⑩